

令和 6 年能登半島地震に係る石川県能登町での活動状況報告

令和 6 年 5 月 20 日時点

1 災害の概要

(1) 地震の概要

- ① 発生日時 令和 6 年 1 月 1 日 (月・祝) 16 時 10 分
- ② 発生場所 石川県能登地方
- ③ マグニチュード 7.6
- ④ 震度 石川県羽咋郡志賀町、輪島市で最大震度 7 を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度 6 強～1 を観測
- ⑤ 津波警報等 石川県能登地方に大津波警報が発表されるとともに、北海道から九州地方にかけて津波警報、津波注意報が発表された。(1 月 2 日 (火) 10 時までにて全て解除。)

(2) 被害等の状況 (石川県) (令和 6 年 5 月 8 日時点)

- ① 人的被害
死者 245 人、行方不明者 3 人、重傷 320 人、軽傷 876 人 計 1,444 人
- ② 住家被害
全壊 8,248 棟、半壊 16,325 棟、一部破損 54,353 棟、
床上浸水 6 棟、床下浸水 5 棟 計 78,937 棟

2 宮城県の対応

(1) 宮城県広域応援本部の設置等

- ① 設置目的 被災県に対する広域応援の検討及び実施
- ② 設置日時 令和 6 年 1 月 1 日 (月・祝) 発災直後
- ③ 開催日 第 1 回広域応援本部会議 令和 6 年 1 月 17 日 (水) ※書面開催
第 2 回広域応援本部会議 令和 6 年 2 月 13 日 (火) ※書面開催

(2) 大規模災害時等の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定に基づく派遣

- ① 派遣先 山形県庁
- ② 派遣職員 情報連絡員 (リエゾン)
- ③ 派遣期間 令和 6 年 1 月 1 日 (月・祝) から 1 月 2 日 (火) まで

(3) 総務省応急対策職員派遣制度に基づく派遣 (対口支援)

- ① 派遣先 石川県鳳珠郡能登町
- ② 総括支援団体及び対口支援団体
・ 総括支援団体 滋賀県
・ 対口支援団体 滋賀県、和歌山県、茨城県、宮城県、岩手県
- ③ 派遣職員 下記 3 のとおり
- ④ 派遣期間 令和 6 年 1 月 8 日 (月) から 5 月 31 日 (金)

3 総務省応急対策職員派遣制度に基づく応援派遣職員の概要及び各業務の状況

(1) 情報連絡員 (リエゾン)

- ① 派遣期間 令和 6 年 1 月 8 日 (月) から 3 月 22 日 (金)、4 月 1 日 (月) から 2 日 (火)
- ② 業務状況
・ 令和 6 年 1 月 7 日 (日) に宮城県の対口支援先が石川県鳳珠郡能登町に決定したことに伴い、翌日に現地連絡員を派遣した。
・ 国、石川県、能登町、総括支援県、対口支援県とともに、各支援業務の人員調整や運営方針等の検討を行ったほか、応援派遣職員の円滑な応援業務に資するためサポートを行った。
・ 対口支援先における応急対策業務の方向性が定まったことや支援業務が縮小となったことに伴い、3 月 22 日 (金) に派遣を中断した。
※ 4 月 1 日 (月)、2 日 (火) に、業務縮小に伴う資機材等整理のため短期派遣を行った。

(2) 物資拠点運営支援

① 派遣期間 令和6年1月13日(土)から3月19日(火)まで

② 業務状況

- ・ 発災直後は能登町職員数名で運営しており、自衛隊による支援が行われていたものの、マンパワー不足のため拠点機能が十分ではなかった。そのため、能登町との災害協定先である佐川急便(株)が在庫管理を行い、宮城県が支援物資の捌き、ロジの整理等を支援することとなった。
- ・ その後、佐川急便(株)への業務委託により、自衛隊が撤収し、宮城県による支援も終了した。
- ・ 5月1日(水)からは、在庫管理に従事していた能登町職員も撤退し、佐川急便(株)へ業務が完全に移行された。

(3) 避難所運営支援

① 派遣期間 令和6年1月15日(月)から4月2日(火)まで

② 業務状況

- ・ 発災直後は、60か所以上の避難所(自主避難所を含む)が開設されており、そのうち19か所について対口支援県が運営支援を行っており、宮城県は4か所を担っていた。
- ・ その後、避難者数の減少、自主運営化等により、3月4日(月)から宮城県による運営支援先は1か所となり、4月2日(火)をもって和歌山県に業務を引き継ぎ、支援を終了した。
- ・ 5月1日(水)からは、対口支援県が運営していた全ての避難所において、ボランティア団体等による支援に切り替わった。

(4) 罹災証明書発行支援

① 派遣期間 令和6年2月12日(月・祝)から3月3日(日)まで

② 業務状況

- ・ 1次調査開始後、罹災証明書発行を加速化させるために追加で要請があり、支援を行った。
- ・ 2月末までに実施した調査に係る罹災証明書の発行を終え、支援を終了した。

(5) 被害認定調査支援

① 派遣期間 令和6年1月15日(月)から5月31日(金)まで【支援継続中】

② 業務状況

- ・ 住家、非住家を含む家屋を対象に、罹災証明書発行のための申請受付業務及び被害認定調査支援を行っている。
- ・ 発災から4か月が経過し、罹災証明書発行の申請件数は減少したものの、主に再調査(2次、3次)申請があるため、受付業務支援を継続している。
- ・ 被害認定調査支援について、1次調査は2月末日をもって支援を終了、3月15日(金)からは2次調査の支援を開始し、5月20日(月)には調査に係る支援を終了する。
なお、今後の調査は、石川県及び能登町が実施することとしている。

(参考) 被害認定調査(住家・非住家) 実績(5月15日時点)

・ 罹災証明書申請	8, 412件
・ 1次調査実施件数	12, 803棟/19, 000棟(能登町内全棟数)
うち住家の調査結果	※申請に基づく調査のほか、一部地域において全棟調査を実施 全壊306棟、大規模半壊123棟、中規模半壊178棟、半壊634棟、 準半壊797棟、一部損壊4, 416棟
・ 2次調査受付	1, 927件
・ 2次調査実施件数	1, 737棟
・ 3次調査受付	19件
・ 3次調査実施件数	8棟

4 今後の支援の方向性

- ・ 対口支援開始以降、国、石川県、能登町、総括支援団体をはじめとした各対口支援県間での協議により、能登町のニーズに合わせた応急対策活動に係る支援が途切れることなく行われており、本県としても、県内全市町村の協力のもと、継続した支援を行ってきた。
- ・ 3月に入り、ライフラインの復旧が進み、能登町においては復興計画の方向性が示されたほか、4月以降は仮設住宅が順次完成することにより、被災者に対する生活再建やなりわいの再建に向けた取組が本格化するフェーズとなっている。そのような中、対口支援業務の縮小が進み、5月末をもって対口支援が終了する見込みとなったところである。今後は、中長期的な支援へとフェーズを移し、引き続き息の長い支援を行っていく。